

埼玉県消費生活支援センター会計年度任用職員（消費生活相談員）

募集要領

埼玉県では、次のとおり埼玉県消費生活支援センターに勤務する会計年度任用職員（消費生活相談員）を募集します。

1 職務内容・募集人員等

(1) 募集職種

消費生活相談員

(2) 募集人員

埼玉県消費生活支援センター（本所） 2名

埼玉県消費生活支援センター熊谷 1名

(3) 勤務場所

埼玉県消費生活支援センター（本所）

（川口市上青木3-12-18 SKIPシティA1街区2階）

埼玉県消費生活支援センター熊谷

（熊谷市末広3-9-1 熊谷地方庁舎3階）

(4) 職務内容

消費生活に関する相談及び苦情の処理並びに消費者啓発業務

(5) 任期

採用の日から令和6年3月31日まで

勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

2 応募資格

(1) 次のいずれかの資格を有する人

ア 消費生活相談員（国家資格）

イ 独立行政法人国民生活センターが認定した「消費生活専門相談員」

ウ 一般財団法人日本産業協会が認定した「消費生活アドバイザー」

エ 一般財団法人日本消費者協会が認定した「消費生活コンサルタント」

(2) 地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項のいずれかに該当する人は応募できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 勤務条件

(1) 勤務日

週4日29時間

※原則として土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。ただし、当番制により本所での土曜勤務があります。

(2) 勤務時間

午前8時45分から午後5時まで（休憩時間を除く）

(3) 報酬

月額 198,300円～203,300円

※報酬は、学歴・経験等を考慮の上、決定します。

(4) 諸手当

期末手当：報酬月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額

(5) 交通費

実費相当分を支給（県の規定による）

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(6) 社会保険

健康保険（共済組合）、厚生年金保険、雇用保険に加入

(7) 有給休暇

年次休暇10日（初年度）

（県の規定により当該年における在職期間に応じた年次休暇日数となります。）

夏季休暇4日（5月から10月の期間内）

※「3 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めによるところにより変更します。

4 選考方法

(1) 一次審査：提出書類による書類審査

志望動機を400字以内で記述してください。

(2) 二次審査：一次審査の合格者を対象に面接及び論文

面接及び論文の日程は一次審査の結果の際に併せてお知らせします。

結果については、二次審査終了後7日以内に発送します。

5 提出書類

(1) 履歴書（様式第1号）、身上書（様式第2号）

※一次審査の結果と面接等の日程を連絡するため、平日の昼間に連絡が確実にとれる電話番号を記入してください。

(2) 資格を証する書類の写し

(3) 志望動機記述用紙

（志望動機を400字以内で記述してください。）

6 申込期限等

(1) 申込方法

応募書類を埼玉県消費生活支援センター（本所）まで直接持参するか、下記応募・問合せ先まで郵送してください。郵送の場合は、封筒の表に「会計年度任用職員（消費生活相談員）採用選考申込書在中」と朱書きしてください（電子メール及びFAXでの応募は御遠慮ください。）

(2) 受付期間

随時

* 直接持参の場合 受付時間 9時から17時まで（土曜・日曜・祝日は除く）

7 応募・問合せ先

埼玉県消費生活支援センター（本所） 相談担当 春日

〒333-0844 川口市上青木3-12-18 SKIPシティA1街区2階

TEL 048-261-0978